

埼玉県大久保浄水場安全衛生委員会設置要綱

(設 置)

第1条 埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定により、埼玉県大久保浄水場（以下「浄水場」という。）に埼玉県大久保浄水場安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議し、埼玉県大久保浄水場の場長（以下「場長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

2 安全衛生向上のため次の事業を行う。

- (1) 職員の安全衛生に関する規定の作成に関すること。
- (2) 職員の安全衛生教育の実施計画作成に関すること。
- (3) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は薬品等に係る危険と健康障害の防止に関すること。
- (4) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策に関すること。
- (5) 職員の健康診断等の結果及びその対策に関すること。
- (6) 職員の健康保持と増進を図るため、必要な措置の実施計画作成に関すること。
- (7) 監督官庁からの文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険と健康障害を防止するための措置に関すること。

(組 織)

第3条 委員会の委員は10名で組織し、次の者をもって構成する。

- (1) 場長。
- (2) 安全管理者及び衛生管理者に選任された者で、場長が指名した者。
- (3) 産業医のうちから場長が指名した者。
- (4) 浄水場の職員で、安全に関し経験を有するものうちから場長が指名した者。
- (5) 浄水場の職員で、衛生に関し経験を有するものうちから場長が指名した者。

2 安全委員会の議長は、前項第1号の委員がなるものとする。

3 議長代理は安全管理者がなるものとする。議長代理は、やむを得ない事由によって議長が職務を行うことができないとき、その職務を代理する。

4 場長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、埼玉県職員組合企業局支部大久保分会の推薦に基づき指名しなければならない。

(議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理し委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とする。但し、再任を妨げない。

2 場長は、委員に欠損が生じたときは速やかに後任者を指名するものとし、その任期は前任者の残りの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、毎月1回開催する。但し、議長が必要と認めたとき、又は、委員の3分の1以上から請求があったときは臨時に会議を開催することができる。

2 会議は、議長が招集する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 会議は、産業医の出席がなくても開催することができる。

5 必要に応じ会議に関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(関係者の出席)の項目削除

(小委員会)

第7条 委員会は、特定事項を調査・審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

(議事録)

第8条 会議の議事録は、3年間保存しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、浄水場の総務部及びその他の部若干名をもって処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

第5条第1項の規定にかかわらず、昭和57年度に職員組合から推薦された委員、及び場長から指名された委員の任期は昭和58年3月31日までとする。

2 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成9年4月28日から施行する。

5 この要綱は、平成12年4月28日から施行する。

6 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

7 この要綱は、平成19年4月24日から施行する。

8 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

9 この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。